

## 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第1項に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行う。

### (選任等)

第3条 委員会は、定款第7条第2項に規定する委員会委員（以下「委員」という。）で構成する。

2 監事から委員を選任するにあたっては、監事による互選とし、事務局からの委員は本会の管理職の職にある者のうちから会長が選任する。

3 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員

(2) 過去に前号の規定に該当することとなったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(4) 社会福祉法第40条第1項各号に該当する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

### (招集)

第6条 委員会の招集は理事会において決定し、会長が行う。

2 委員会の招集通知は、会議開催日の1週間前までに、各委員に対して会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

第7条 委員会の議長は、委員長とする。

### (情報提供)

第8条 会長は、委員会における審議にあたり、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

(1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由

(2) 本会及び本会の理事又は監事との関係

(3) その他、評議員候補者に関する情報

(評議員の選任方法)

- 第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 2 委員会に提出する評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。
  - 3 評議員の選任は原則として、候補者1人ごとに行うものとする。ただし、出席委員の全員が同意した場合は、候補者全員を対象として選任を行うことができる。
  - 4 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

- 第10条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、理事会に提出しなければならない。
- 2 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
    - (1) 委員会が開催された日時及び場所
    - (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
    - (3) 委員会に出席した委員の氏名
    - (4) 委員会の議長の氏名
  - 3 前項の議事録は、会議の日から10年間本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(報酬及び旅費の支給)

- 第11条 委員には、職務執行の対価として報酬及び旅費を支給することができる。

(報酬の額の決定)

- 第12条 委員の報酬は、委員会出席の都度3,000円とし、旅費は本会旅費規程によるものとする。

(補則)

- 第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

- 第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日より施行する。

◎選出区分（第3条第2項、第3項関係）

選出区分	員数	備考
(1) 監事	1名	監事の互選
(2) 事務局員	1名	管理職職員のうちから会長が選任
(3) 外部委員	1名	シルバー人材センター事務局長
計	3名	